

都立学校開放施設の使用に関する条件

- 1 原則として、事前に提出した登録団体の構成員以外の者は、原則として施設を使用できない。
- 2 登録団体の責任者は、使用日時に使用団体に同行する。
- 3 登録団体の責任者は、使用者と連絡を密にし留意事項等を使用者に周知徹底させる。
- 4 使用者は保険に加入すること。
- 5 学校の敷地内は、全面禁煙とする。
- 6 使用者は、使用承認された施設以外の場所への立入りは厳禁とする。
- 7 使用後は、直ちに設備を現状に回復し、使用箇所・施設の清掃を行う。
- 8 使用者が出したゴミ等は、使用団体が必ず持ち帰ること。
- 9 使用者相互の呼出し、連絡等に学校の電話を使用することはできない。
- 10 使用者の事故等に対しては、その団体の責任において適切な処置をとる。
- 11 施設等を破損した場合は、学校に連絡し使用団体が責任を持って速やかに原形に復する。
- 12 その他、登録団体は、都立学校施設開放事業実施要領及び各学校の開放事業運営委員会の定める使用の決まりに基づいて開放施設を使用する。
- 13 登録証及び使用申請書に虚偽の記載があった場合、使用の停止及び登録の取消しをする。
- 14 開放事業運営委員会は、使用状況等から特に必要と判断した場合、使用を取消することができる。
- 15 使用承認後でも、学校教育上必要が生じた場合は、その承認を変更し又は取消することができる。

施設使用に関する決まり

- 1 学校指定の門から責任者と一緒に団体単位で出入りしてください。
- 2 施設の使用当日は、使用団体責任者は使用承認書及び使用団体登録証を持参してください。
- 3 使用時間は、準備から後始末までの時間を含みます。使用時間を厳守してください。
- 4 自動車、バイク等での来校は原則として禁止します。自転車は指定された場所に置いてください。
- 5 施設使用の際には、近隣にお住いの方への配慮をお願いします。
- 6 使用中の事故や施設・設備等の破損があった場合は、直ちに学校に連絡してください。
- 7 校内での営業行為及び業者の出入りは禁止します。
- 8 事前に登録した登録団体構成員以外の者は、原則として校内に立入りはできません。
- 9 テニスコートを使用する際は、テニスシューズを使用してください。
- 10 学校の電話を呼出し連絡用としては、使用することはできません。
- 11 使用後は必ず清掃を行い、学校教育に支障のないよう原状回復してください。
- 12 敷地内は、禁煙です。また、ごみ・空き缶は持ち帰ってください。
- 13 備品・施設に不具合があった場合は、使用せずに学校にその旨を報告してください。
- 14 練習試合等で使用する場合は、あらかじめ施設使用申込書（施開様式6）の活動目的欄に「練習試合」と記載し、対戦相手チーム名、人数、代表者名を記載した書類を提出してください。なお対戦相手のメンバーについては、その団体の代表者が管理してください。ただし、練習試合以外のリーグ戦、地区大会、都大会、全国大会などの大会の場としての施設使用はできません。
- 15 体育施設を使用する全ての登録団体構成員は、傷害保険に加入するものとします。
- 16 施設の使用を承認するされた機会を第三者に譲渡することはできません。
- 17 その他、施設の使用にあたっては、事故等がないよう留意してください。

以上の事項に違反した場合は、学校開放事業運営委員会の審査に付し、運営委員会の決める一定期間の使用を禁止し、又は団体の登録を取消することがあります。

なお、学校教育上支障が生じた場合は、使用承認を変更し、又は取消することがあります。